

スポーツの「近代化と階級的性格」

川 口 智 久

一 はじめに

現代のスポーツは極めて多くの問題を抱えている。そこには、スポーツをやるための組織の問題、技術の練習や選手養成に関する問題など「技術」を中心に考えられるものがある。それ以外には、なんのためにスポーツをするのか、又果してスポーツが我々の生活の中によりよく位置づけられているかなどの外側の問題がある。ここでは、それらの中の一つである「スポーツを行なうときの態度」(スポーツマンシップといわれるもの)について取りあげ問題を指摘してみたい。

次に掲げるものは、ある高等学校の生徒がバレーボールの学習を終わったあとに書いた作文である。

『ぼくは後衛のレフトをやったわけだが、サーブをま

げないでボールに手を触れたのは一回だけである。自分の前や横にきたボールを見送ったということもない。つまり、ある人間(敵・味方どちらでもよい)が打ったボールはぼくのところへ一回しかとんでこなかったということである。また、数十分間もスポーツを行なっているのに全然からだを使っていない。ぼくはサーブをすることができたからまだよかったが、もしボールもこないし、サーブもしなかったという人が出たらどうしよう。それではスポーツといえないかも知れない。』

スポーツ、特にチーム・ゲームの場合には自己を犠牲にしても、チームのために尽すことが真のスポーツマンの態度であるということが言われる。⁽²⁾このような立場から考えるならば、自分が一回しかボールに触れなくても、いや全然来なくても、不平・不満は言うべきでな

い。勿論、ポジションを変えて欲しいとか、皆んなにボールが廻るようにルールを変えようなどと言うべきではない。当然、この高校生の発言はスポーツを行なう者として恥ずべき行為であり、我儘な態度として非難されるべきである。

しかし彼が指摘するような場面は、あらゆるスポーツにおいてしばしば見受けられる。それ故に、人間はチームのために犠牲（立場によっては犠牲とは考えないかもしれない）、或は、個人にとって極めて不満足の状態を耐え忍ぶことが本当のスポーツだと考えねばならないだろうか。むしろ指導者は強力にこのスポーツマン精神を教えねばならないのだろうか。

多くの人は、この「耐え忍び、協力すること」に問題を感じながらも言えない雰囲気の中に居るか、それを信じ切っているかであろう。それ故率直な高校生の指摘は決して誤ってもいないし、彼の単なる気まぐれによる発言ではないと思う。

すなわち、この指摘は現代のスポーツの問題点を本質的に、しかも鋭くえぐり出す発言である。いまやスポーツは人間疎外を惹き起すものとなり、その矛盾を顕在化

している。⁽⁸⁾ このようなスポーツの矛盾の本源をどこに求めるべきか。それはスポーツの近代化の過程とそこからもたらされる階級性とを切り離しては考えられない問題なのである。

(1) 中村敏雄「スポーツ活動における問題点」より引用、『月刊社会教育』、第六巻第十号、国土社。

(2) この点について加藤橋夫氏（『スポーツの社会学』、一九五一、世界書院）は「スポーツにおいては、しばしばロイヤルティと言うことが強調される。それは競技者の属している団体に対する彼の態度によってあらわされる。団体のための忠誠はときには犠牲とか献身という行為になつてあらわれるので、このような場合、スポーツは個人の楽しみに行なうと言う原則と矛盾するように考えられる。しかしながら、スポーツ集団を、同一の目標を追求することにより、成員の間に同情や愛の感情を呼び起し、しかも成員が各自のプレイに責任をもつ一つの共同社会とみるならば、そこに利益を超越した犠牲や献身の感情が生れてくるのは当然である。特に集団競技においては、メンバーのそれぞれがポジションを守るためのプレイに責任をもち、敢て犠牲を惜まぬことは、明らかにロイヤルティを示すものと言うことができる。その行為こそ彼の喜んで行う自発的なものであり、スポーツのもつ自己目的性と少しも矛盾しないものである。競技者のこのような忠誠心が常に彼の行為を支配するに至って、彼のスポーツマンシップが形成さ

れていくのである。」と述べている。
 (3) 拙稿「体育の本質」、『生活教育』、第十四卷第八号、
 誠文堂新光社。

二 スポーツの近代化とパブリック・ スクールの Athletism

「スポーツの近代化」を何に求めるかについての定説はない。いずれにしろスポーツが現在のような、或はそれに近いものに形を整えたという意味に「近代化」が使われている。この点からみれば、イギリスがスポーツの近代化に貢献した国であることは間違いない。なぜなら、スポーツの近代化を、或る場合には、パブリック・スクールでの「組織的なゲーム」⁽¹⁾を指して言う場合もあるし、又他の場合には、統一ルールと全国的な統轄組織が設立された時期だとみる場合もある。そしてイギリスは、この両方を成し遂げたのである。

しかし、スポーツ自体の発展のしかたからすれば、前者の場合は過渡的な段階であり、近代化が確立されたと言う意味で、後者をとるのが正しいと思う。なぜなら、スポーツが一般化し、多くの人の共有物⁽²⁾となるためには、

パブリック・スクールで初期に行なわれたように、各校が異なるルールを持つては不可能である。いいかえれば、統一ルールと、それに関して全責任を負うところの統轄組織⁽³⁾の協会有ってこそ、共有化・一般化への道を開き得る。結局、このような意味に「近代化」を考え、スポーツの近代化は一九世紀後半にイギリスによってなされたとげられたと言わねばならない。すなわち、世界ではじめてのスポーツ組織である The Football Association⁽⁴⁾は一八六三年に、The Rugby Football Union⁽⁴⁾は一八七二年、そして一八七五年には England Hockey Association⁽⁵⁾が作られるなど、多くはイギリスによるのである。

ライス (E. A. Rice)⁽⁶⁾がイギリスのスポーツの発展を、その地理的条件などで説明しているように、特殊な事情はたしかにある。しかし、スポーツの発展の法則からだけ考えてみるならば、ヨーロッパの多くの国にもスポーツを近代化させる条件⁽⁷⁾がなかった、とは言えない。それにも拘らず、イギリスがこの時期にスポーツの近代化をなしとげたことは、ブルジョアジーが、産業革命以後資本主義体制を確立させ、一八三二年の議会改革⁽⁸⁾をきっかけに政治的権力を握っていったことと無関係ではないと

思われる。むしろ、ブルジョアジーが、自らのためにスポーツの質的転換を達成し、近代化を押し進めたと見る事ができよう。

すなわち、ブルジョアジーは、彼等の望む人間形成をなしとげるために、パブリック・スクールの組織と教育を最大限に利用した。彼等は先ず、貴族・地主のごとき上流階級のための、ウィンチェスターやイートンに代表される「中世」パブリック・スクールに対して、マールバラやアッピンガムのような新しい学校、いわゆる「近世」パブリック・スクールを一九世紀になってから設立した。そして見落し得ないことは、既存の学校のカリキュラムに満足し得ず、彼等は、学校の中に教材の一つとして、はっきりと「ゲーム」を持ち込んだのである。勿論、この間に古いパブリック・スクールでも、ゲームやスポーツが全く行なわれなかった訳ではなく、生徒達は盛んに行なっていたし、校長や教師は敵意を持ちながらも黙認していたように思える。それは、この学校が伝統的な教育内容をもつために「ゲーム」を学校当局や校長が正式に認めようとしなかったのである。このことは、むしろ、「ゲーム」を通して得られる人間形成への要求

がないばかりでなく、宗教教育に象徴された智育偏重の教育が必要とされる社会的背景をもっていたと見るべきであろう。

しかし、新しい学校は「ゲーム」を学校に持ち込むこと——Athletism によって「一八六〇年代までに……パブリック・スクールの教育の分野」で完全にその地位を揺がないものにしてしまった。そして、新しい社会にみ合った支配者達の教育機関となったのである。一方、古い学校も次第にその影響を受け、新しい教育の方法と内容をもつようになった。しかしこの変化は、単に校長の努力や、考え方に基因するものではなく、世界の工場としてのイギリス、それに適した人材の養成という「社会的要因」に帰因するものであったことは見逃し得ないことである。

さて、学校における「ゲーム」——Athletism は「ゲーム」において指揮することを学んだ少年は、インド地方を支配することを学ぶ」という言葉に象徴されるようなブルジョア的人間形成を期待するものであった。この点について、パブリック・スクールの調査した政府委員クラレンドンは、ここの教育が性格陶冶の手段であること

を認め「イギリス人は彼等の最も誇る資質——他人を統御し、自己に打ち克つ能力、自由を秩序に結びつける能力、公共の精神、性格の力強さと勇らしさ、世論を非常に尊重するが、しかも簡単にそれに追従しない精神、健全なスポーツや運動を愛好することなどは、これらの学校に負うている」⁽¹⁶⁾と述べているのである。ところでここに言われる、スポーツは「生活の戦いの準備になり、道徳的諸資質、すわち、他人の尊重、忍耐力、たゆまざる勇氣、独立心や、克己心および、イギリスを背負って立つ性格の強さや意志の強固さを陶冶するの役に立つ」⁽¹⁷⁾と評価されたのである。いいかえると、ゲーム・スポーツは生徒達の属する「寮」に対する忠誠、学校に対する名誉を担って行なわれたのであり、究極には自己の属する階級のための忠誠心へとつながっていった。そしてこれは、「共同目的である母校の名誉の賭けられた勝負を措いて、一人超然と他事に没頭することは、全体の利益に対する奉仕を怠ることであり、一種の裏切り行為であるとさえ考えられる」⁽¹⁸⁾ような雰囲気を作り出したのである。それと同時に、自分に与えられた地位(ポジション)にあって最善を尽す、或は死守することが教えられた。

これを裏返せば、労働者階級に対して自己のポジションで、不平・不満もいわず最善を尽すことを要求するブルジョアジーの精神へと転化され得るであろう。

要するに、イギリス社会におけるブルジョアジーの進出が、パブリック・スクールの教育内容を変えるのに大いに貢献し、そして又彼等の要求に合うようにスポーツ・ゲームに意義と性格を与えたに外ならない。

以上のような基盤が、醸成された中でスポーツはどのように変化し近代化の方向へ発展していくかをみなければならぬ。

スポーツの特質⁽¹⁹⁾は、人間の運動欲求を充足させるということと、運動技術及びそれに付随する練習、それに試合(競技会)の形式を持っていることである。

しかしながら、人間が運動欲求に基づく身体活動を、古代においても、又エンクロージャーが進行していた過程でも、人間的欲求にもとづく権利として要求し、実践⁽²⁰⁾していることから考えるならば、生物的な運動欲求は一般化・大衆化・共有化への最低必要条件であっても、決定的なキメテにはならない。

スポーツにおける技術や練習の内容は、他の文化の領

域に全くみられない特殊なものである。すなわち、大筋活動をともなうものであるといえる。この大筋活動をともなう技術は、生物的欲求とも結びついて変化し、高度化されていく傾向がある。技術が高度化すること、練習が合理化されてくることは、たしかにスポーツの質的転換をもたらすし、「ルールが技術をともなう身体活動を規制する」のではなく、「技術はルールより先に存在する」ものであるとすれば、当然転換へのきっかけになり得る。しかし、技術の高度化をもって「スポーツが近代化した」と規定することは出来ない。パブリック・スクールにおいては、かなり洗練された形式と内容をもったフットボールが行なわれていたにも拘らず、それは現在のサッカーとラグビーが混在したものであったことで証明され得る。

スポーツに残された最後の特質である「試合」或は「競技会」は、練習という過程を通して磨きあげられ、高度化された技術を表現する場として考えられる。しかし、スポーツの場合、技術の表現の場は他の文化の領域である音楽や絵画などとは異なった性格をもっている。すなわち、たいていの場合、厳しく同一の場・同一の条

件を要求し、そのもとにおいてのみ両者を比較し、優劣を決めることができるのである。そればかりではない、ある種の大筋活動がスポーツとしての形態を整えるためには「試合」形式が存在することは絶対条件とならなければならぬ。そして、同時に試合を行なうためには「ルール」が要求されるのである。

たしかに、この意味では、パブリック・スクールで行なわれたゲームを、組織化されたスポーツ活動と定義しなければならぬ。しかし、学校独自で決められた「ルール」によってゲームを行なったことは、より多くのチームと争い、優劣を決定することを不可能にする。スポーツのもつ特質、特に「試合」の存在から考えれば、当然統一「ルール」があり、多くのクラブを統轄する「組織」が生れねばならない必然性がある。

* * *

この間の事情をフットボール（協会が設立される前の時代は、サッカーとラグビーの区別は明確でない）について概観してみる。

「フットボールはあらゆる学校（パブリック・スクール）

で行なわれたが、クリケットのように成文化したルールをもっていなかった。そのやり方は学校ごとに、まったく違っていたし、一つの学校の中でさえ、このゲームのしきたりはあまり厳密なものではなかった。⁽²²⁾しかし多くの都市が鉄道によって結ばれるようになり、「エディンバラからロンドンへ一日で旅行できる」⁽²³⁾ようになるのと、学校間の対抗戦はますます盛んになっていく。しかし、ラグビー式フットボールの場合、一八六四年に第一回対抗戦がマールバラ校とクリフトン校の間に行なわれたが、「ルールの違いのため……試合はうまく行なわれなかった。」⁽²⁴⁾

一方、バブリック・スクールを卒業した者が大学に集まってきて、一緒にプレーしようとするが、出身校ごとにルールが違うのでうまくいかなかった。そこでケンブリッジ・クラブが誕生し、「ケンブリッジ・ルール」が生れることになる。しかし社会に入った後も、同様な悩みが現われ、遂に一一のクラブの代表がロンドンに会合して、The Football Associationを作り、統一された「ルール」のもとで Association Football が行なわれるようになった。⁽²⁵⁾その後、次第に全国に拡がり、遂に国際的

スポーツへと発展した。ラグビー・フットボールの場合にも、手の使用をめぐって「蹴球協会」の内部で対立がおこり、ついに The Rugby Football Union が作られることになった。

* * *

「イギリスのブルジョアジーほど、自己を勤労者大衆と区別し、支配階級としての自覚を尊重する階級は少ない。〈彼等は〉地球上のどこにあっても、大英帝国の万歳を叫び、階級としての団結と、支配者としての剛毅な風格を尊重⁽²⁶⁾」し続ける。彼等にとっては、忠誠心と剛毅さを養うものがスポーツであり、それが「インド支配」に必要な能力へと結びついていたのである。

これらの事柄から言えることは「スポーツそのものが、支配者としての団結と成員たることの資格の象徴に転化⁽²⁷⁾」していく過程と、スポーツの発展法則に基づく組織・統一化の傾向、この二つの条件の「出会い」によってのみスポーツの近代化は完成され得たのである。

(1) 完成されたスポーツはルールと組織をもっている。未組織な遊戯活動に未熟ではあっても、ルールと組織を与え

(25) スポーツの「近代化と階級的性格」

- たものが“Organized Games”と呼ばれている。
- (2) スポーツを文化の一つと考え、それがすべての人のものとなり、人間を高めていくものにならねばならない——運動文化論——という立場がある。この点については丹下保夫『体育原理』上・下、逍遙書院、一九六一を参照されたい。
- (3) 竹腰重丸『サッカー』、旺文社、一九六一、一四頁。
- (4) 大西鉄之祐『ラグビー』、旺文社、一九六一、一九頁。
- (5) 今村嘉雄『西洋体育史』下巻、日本体育社、一九五二、四一三頁。
- (6) E. A. Rice『世界体育史』、石井・今村訳、不昧堂、一九五四、一三七頁。ここでライスは「英国の地理的孤立と優勢な海軍力とが英国土を外敵の脅威から保護した。従って、大陸諸国が国防のために施したところの厳格な鍛練教育を必要とした」と述べている。
- (7) ヘルナール・ギレ (B. Gillet) は、『Histoire du Sport』(白水社『スポーツの歴史』)の中で中世紀以後、フランスでボーム、スール、リヤットと称されるスポーツが盛んに行なわれたことを書いてゐる。
- (8) ソビエト科学アカデミー版『世界史・近代五』、東京図書、一九六二、二六六—八頁。
- (9)(10) この言葉は、池田潔氏が『自由と規律』(岩波新書)で使っている。又 McIntosh は「貴族階級を一般フィリスティン、すなわち、中産階級からはっきり区別したいときには、たいいてい前者を私なりの考えで「バーバリアンと呼ぶ」というアーノルド (M. Arnold) の言葉を受けて新しい「プリリック・スクールを「Philistine school」、古きものを「Barbarian school」と呼ぶのである。
- (11) P. C. McIntosh: 'Physical Education in England since 1800', 1952, p. 33
- McIntosh は「古い学校のカリキュラムは、あまりにも狭すぎて新中産階級にとって十分なものとはいえないかった」といっているが、それは教師が強制する訓育や宗教教育、ラテン語・ギリシヤ語の指導による古いタイプの人間形成に対する批判だと思われる。
- (12) P. C. McIntosh: 前掲書二五頁。
- (13) 同三五頁。
- (14) 同二八頁。
- (15) Royal Commission Physical Training for Scotland, 1903, Minte 9628. 46 McIntosh が引用した。なおこれはフランスの教育家 P. Didon の言葉ださうである。
- (16) *The Public Schools, Royal Commission Report* (Clarendon Commission), 1864, p. 56 4. 5 McIntosh が引用。
- (17) McIntosh 前掲書、三九頁。
- 一八五八年、学校の Athletics を阻止しようとするモバリー (ワインチェスターの校長) がハロー、イートンとの三校対抗戦に参加することを拒否した。これに対して

卒業生が校長に手渡した「覚え書き」の概要である。

(18) 池田潔『自由と規律』、岩波新書、四八頁。

(19) 丹下保夫『体育原理』下巻、逍遙書院、一九六一、二三頁。

(20) 城丸章夫『現代教育学、一四巻、身体と教育』、岩波書店、一九六二、三頁。

(21) F・エンゲルス『イギリスにおける労働者階級の状態』、大月書店、選集・補巻二、一二頁。

(22) McIntosh、前掲書、二三頁。

(23) F・エンゲルス、前掲書、二九頁。

(24) McIntosh、前掲書、三六頁。

(25) 竹腰重丸、前掲書、一二頁。

(26) 城丸章夫、前掲書、二〇頁。

(27) 同二〇頁。

〔追補〕

Athleticism が Public School の中に入ってくる過程

で、Rugby の校長 M. Arnold (一八二八〜四二在職) の業績は一般に極めて高く評価されている。しかし Arnold が伝統的教育内容をもつ「中世」Public School である Rugby にゲームを持ち込んだのは、学校内における「規律を維持し、彼の意図した改革へ規則や命令を無視して行なわれていた密猟や伝統的な野外での遊びを阻止すること……筆者注」を行なうに当って、生徒の協力を得る「ため」のものであった。又 Rugby における Athleticism が多くの学校に影響を与えたとされるにも拘らず、彼自身が

Athleticism を認めていたかどうか極めて疑わしい (McIntosh) とされている。

これらの点は決して見落されるべきではないだろう。

これに対し、Arnold 以後、「性格や男性的な資質を陶冶するためのゲームを意識的に発達」させようとして教育内容にとり入れたのは Marlborough の Cotton であり、Uppingham の Thring であった。彼等が「近世」Public School の校長であったことを考えれば、それは当然、時代の要求によるものであったことは肯定できる。この意味で、彼等が近代化への糸口を与えた点を高く評価せねばならない。

三 ブルジョアジーのスポーツ独占と

アマチュアリズム

ブルジョアジーが、スポーツを近代化するために大いに貢献したことは認めるにしても、それを国民的スポーツ或は大衆的スポーツにしなかつたこと(或はなし得なかつたこと)については正当に評価されるべきであろう。

ブルジョアジーがスポーツの近代化を達成し得たのは、彼等が労働者に「労働者のもちあわせる、ありつたけの時間を要求し、食事と睡眠の時間さえ許さず、精神的活動をする時間は勿論、戸外で肉体運動をしたり、自

然をたのしんだりする時間さえも許さない労働⁽¹⁾を強いることによって、富と権力と余暇を持つことが出来たからであった。要するに、イギリスでスポーツが近代化される過程で、大衆的なもの、国民的なものになり得なかった基盤には、このような生産関係からもたらされるところの想像を絶する事情があったこと、及びこの中でブルジョアジーが、労働者を「人間以下のもの⁽²⁾」としか考えず、「ただ二つの享樂(飲酒と性交……筆者註)しか彼等に許さなかつた⁽³⁾」という事情は見落されるべきではない。そればかりでなく、スポーツそのものが持つ性格によっても彼らは疎外された。勿論、これはスポーツが本来もつ性格ではなく、後に与えられたものである。すなわち、この国のスポーツがかつて、富と権力と余暇をほしいままにした貴族・地主階級の所有物であったことに由来する⁽⁴⁾。しかし、次第にブルジョアジーの権力が彼等のそれにとって変ることによって、貴族的性格をもったスポーツも、新しい時代の生活に適した形式と性格を与えられていった。

当然そこでは、社交の道具としての価値が見出され、性格が与えられて利用されたのである。勿論、スポーツ

を社交として行なうためには「紳士」としての資格に欠けることは許されず、極めて厳しいマナーが要求された。イギリスのスポーツが非常に金のかかるものであったり、勝負にあまりこだわらなかつたり、又約束をしつかり守るといふことの現われとして、晴雨に拘らず試合をすることなどは「gentlemanの社交」としての性格を極めて明瞭に示している⁽⁵⁾。

結局、スポーツがこのような性格をもつようになる⁽⁶⁾と、ブルジョアジーは、被支配階級である労働者が厳しく激しい労働によって人間としての生活を確保することさえ難しい状況を見無視して、「飲酒癖、放縦な性交、粗野、財産を尊重する気持の欠除⁽⁸⁾」を非難し、労働者は、gentlemanでもないし、厳しいマナーにも耐えられるものではないと言ふ理由で、スポーツをする権利を奪い取り、その資格のない者としたのである。このように、スポーツはブルジョアジーの「支配者としての風格と資質」を養うための道具に転化していったのであるが、たとえ労働者に紳士としての資格、マナー等を無視して、プレイすることが許されたとしても、「多くの者は土曜日の晩と日曜日とに戸外でかけまわりたいという衝動的な

どは少しも感じることなく、むしろしずかに家にひきこもっているほうがすきである」というホーキンス博士の言葉が示す通り、全く労働者は打ちひしがれていた。このような状況の中で、精魂を使い果す程激しいフットボールや、金のかかるゴルフ、ボート・レースなどできる筈もなかったであろう。そればかりではない。一八九五年の首都圏担当の視学官の報告によれば、チャーリング・クロス (London 市内の広場) から一マイル以内には、二五、〇〇〇もの生徒がいるのに play ground は全然なく、また London の大部分の地区には play ground の名に価するものがほんの僅かしかない状態であった。このことからみても、労働者階級やその子弟が如何にスポーツ活動から疎外されていたかが理解されるのである。このように、初期のスポーツは資本主義体制のもたらす労働環境や、その他の条件の中で明らかにブルジョアジーに独占された状況にあった。しかしながら、ブルジョアジーはこのような状況からもたらされる消極的或は副次的な独占状態——いわゆる労働生活の中で労働者がスポーツする意欲を失っていく状態——だけでは満足しなかった。そこで、彼等は積極的に労働者階級をスポ

ーツから排除する方法を考え出した。すなわち、それはアマチュアリズムと言われる一つのスポーツ思想であり、それに基づいてアマチュア・ルールを作り出した。これは極めて階級的性格の強いものであり、積極的・意識的にスポーツの独占状態を強めることになった。

アマチュア・ルールが定められたのはボート・レースに対するものが最初の試みであった。その動機となったのは、ケンブリッジ大学とオックスフォード大学のレースに waterman を漕手や舵手として参加させ、艇の接触によって相手を妨害する事実があったからだとされている。要するに gentleman でない下層階級の労働者である waterman が競技に参加すると、金銭・勝敗にこだわりのすぎる結果、紳士としての高尚な精神が失なわれてしまふというものであった。この主張がイギリスのアマチュアリズムに大きな貢献をなしたと言われるのである。

一八三九年以来、ヘンレー・レガッタや他のローイング・クラブでは、なんらかの規程を作って使用していたが、成文化されたものとして最初に採用されたアマチュア規程は一八六六年の英国陸上競技選手権大会のための

ものであった。勿論この大会にはアマチュア以外の選手は参加できなかったのであるが、アマチュアとは認められない者を次のように定義した。⁽¹⁰⁾

一 プロフェッショナルとともに賞金を目あてに、あるいは対抗して競技を行なった者。

二 いかなる方法によっても、生計費を得るために、競技の練習を行なうときにそれを教えたり、それを援助したことのある者。

三 職業あるいは仕事としての職人、職工または労働者。

この競技会参加資格をみて、第一に考えられることは、(三)項において職人・職工・労働者はアマチュアではないと明言していることである。先にも述べたが、この規程はアマチュア・スポーツマンIIジュエントルマンでなければならぬことを形をもって示したものであり、スポーツが上流階級と学生のものであることを物語っている。

一八七八年に、英国漕艇界は今迄よりも一層具体的にアマチュアを定義した。

「アマチュア漕手あるいは、スカラー (sculler) は陸

海軍士官、文官、高等の職業に従事するもの、大学もしくは高等学校の学生・生徒、その他労働者、または職業競技者を含まない既設の漕艇クラブ員に限る。賭金、金銭、入場料を目当てとする競漕に参加した者、生計の手段として種類の如何を問わず競技に従事し、或は指導し、援助した者、ボートの内外の仕事に雇われた者及び職工、労働者を除く。⁽¹¹⁾」ここで注目すべき点は、労働者は勿論であるが、クラブのメンバーとして労働者や職業競技者が所属している場合にはクラブ員全部をアマとみなさない厳しい態度で臨んでいることである。そして同時に、上流社会に属する人達だけをアマチュアと規定した。このようにスポーツが上流階級のものであることを明確にした規程はそれ以後みられなかった。

引続いて、一八七九年にヘンレー・レガッタに参加する者に対して、競技委員会の規定した定義の第五番目にも階級的性格が明らかに表われた。

「(五) 職業として或は賃金被雇員として、機械工、職工又は労働者の身分にある者、及びありし者。⁽¹²⁾」ここでは単に労働者と言はず、その身分にあるものとし、かなりその範囲を拡大しようとしている。又現在その職に

ある者だけでなく、過去においてそうであったことに對しても適用させようとした。

しかし、これらの動きに對して一般大衆も全く沈黙していた訳ではない。「アマチュアとは金錢を目的とせず、専ら娯樂の爲に漕艇をする者一般を包含し、職工・機械工・労働者を職業的事実のみによつてアマチュアから除外すべきでない⁽¹³⁾」とする考え方が起り、階級的アマチュア定義を掲げる Amateur Rowing Association と一般的アマチュア定義を採用する National Amateur Rowing Association に組織が分立するような動きもあつた⁽¹⁴⁾。

要するに、一八七九年までにアマチュアリズムは確立され、スポーツに對して特筆すべき一つの性格・特徴を与えることに成功した。しかし、これとても近代化を達成するまでの歴史の中で育くまれ、近代化への踏切りと同時にその姿を現わしたとみななければならない。このようにアマチュアリズムはスポーツを積極的に支配階級の独占物たらしめるための武器となり防壁となつていき、階級的・排他的本性をあらわしたのである。

ブルジョアジーにスポーツ独占を許したのは労働条件やアマチュア・ルールの規定によるものだけではなかつた。

た。学校教育の中にスポーツと並んで体操が取り入れられたことがそれであつた。McIntosh によれば「一八八五年までに……社会的経済的諸条件は、イギリスに二つのはっきりした体育のシステム、すなわち、一つの特権的富裕者のためのシステムと、他は特権のない貧困者のためのシステムをつくり出した⁽¹⁵⁾」のである。これは、公教育のカリキュラムの中に体操を取り入れることによつて、公式にスポーツが支配階級のものであることを認めたのであつた。

「体操」は一八八五年、正式に公立学校のカリキュラムに加えられたが、ここで再び一八六四年の Clarendon Commission の報告を思い出してみなければならない⁽¹⁷⁾。

この中で委員会は、ティーム・スポーツは最も価値ある社会的資質や男性的な美徳の形成に役立ち、集団への忠誠心を養うと考へたが、体操にはそのような価値を認めないなかつたのである。それ故に体操や教練はバブリック・スクールで極めて低い地位しか与えられず、教材としてそこでの教育の中に入ることはなかつたのである。

このように、支配階級の子弟の教育に向かないとされた体操が、公教育の中で重要な位置をしめたのは、「子

(31) スポーツの「近代化と階級的性格」

供達に絶対服従、機敏、秩序、清潔などの習慣を教えるのに恰好のもの」であつたからであり、同時に「もしも子供が長時間働くか、または激しく働くならば、体操は比較的短いレクリエーションに割り当てられた時間内に、他のどんな運動よりもずっと身体的健康に役立つ」という言葉に象徴されるように、それは生産生活への配慮もあつた。

政府自らが、階級によってスポーツと体操の使い分けをしたことは、理由のないことではないにせよ、独占化を正当化する大きな力となつたのである。そればかりではなく二つのシステムが作り出された当時の状況を把握した MacLaren の言葉はブルジョアジーのスポーツ独占が如何に根強いものであるかを物語るものであり、同時にそれを合理化しようとした態度は極めて興味のあるものである。労働者「階級は体操という問題により身近かに接触するものと考えられる。それというのも、近い将来に彼らは社会的に彼らより上の階級の人々のようにレクリエーションの時間をほとんど、または全くもてないものであるから、体操場が彼らにとって健康の有力な根源になるわけである。……このような二つの階級の要求

は、身体的にはっきりと違つてゐるので、全く違つた観点から取り扱わなければならないのである。」

- (1) F・エンゲルス「イギリスにおける労働者階級の状態」、大月書店、『選集・補巻』二、一八三頁。
- (2) F・エンゲルス、前掲書、一九二頁。
- (3) 同、一九六頁。
- (4) 織田・斎藤『スポーツ』、岩波新書、一三頁。
- (5) 同、一二頁。
- (6) F・エンゲルス、前掲書、一九四頁。
- (7) 同、二二九―四〇頁。
- (8) Education Department, Annual Reports, 1895~6, p. 134.
- (9) ケンブリッジ、オックスフォード両大学のポートルマンが書いた手紙が動機であると言われる。
- (10) 井上春雄『アマチュアリズム』、逍遙書院、一九六一―年、三〇頁。
- (11) 加藤橋夫『スポーツの社会学』、一八八頁。
- (12) 井上春雄、前掲書、三一頁。
- (13) 加藤橋夫、前掲書、一八九頁。
- (14) Association が二つに分れたが、その後この両協会がどのように発展していったか明らかではない。しかし

NARAの存在は現在全く聞くことができない。

- (17) McIntosh: *Physical Education in England since 1800*, p. 114.
 (16) 一八七八年にすむ London School Board は Systematic Physical Education のために研究をはじめた。
 (17) バブリック・スクールの管理を調査する目的で一八六一年に作られ、六四年に報告書を出している。
 (18) McIntosh: 前掲書、一〇六頁。
 (19) *The Schools Inquiry Commission Report*, 1868, Vol. VI, pp. 589~90 に McIntosh が引用。
 (20) A. MacLaren: *Physical Education*, Oxford, 1895. 〳 W. MacLaren の序文。

四 ルールの中の「非紳士の行為」

——サッカー・ルールの場合——

「全面的にジェントルマン向きのものでして考えることができない。……一般民衆がそれを行っているから」とか「若いジェントルマン向きというよりは、田舎の子供や労働者向きである」と言われたフットボールが、支配階級の子弟養成のために、教育の手段として現われるようになる。次第に紳士のスポーツになっていった。当

然のことながら、ここでは厳格な「紳士の行為」が要求されたのであろう。彼等だけの所有物であった間、非紳士の行為などは問題にならなかつたらしく、ルールも技術的な面だけしか成文化されていない。勿論、罰則規程などは見当らないのである。

イギリスでは各種目ごとにアマチュア・ルールを決める習慣があるにも拘らず、サッカーにはそれが見られない。しかし、一八八〇年に「非紳士の行為」という言葉が、サッカー・ルールに現われるようになったことは、他のアマチュア・ルールにみられる階級的差別と何等かの関係があると思われる。いずれにしろ、ボート界のアマチュア規程(一八七八年、一八七九年)と相前後して、この言葉が現われたことは極めて興味のあることである。

一般にスポーツのルールは、ゲームが同等の条件のもとで、スムーズに行なわれ得るように施設・用具、人と人との関係、また人と用具などとの関係について、約束ごとを成文化したものであると考える。しかしルールも「法」の一種であると考えれば、富と権力をもち、スポーツの近代化を達成し発展を支えてきた人達、いわ

いた訳ではない。そこには「紳士協定」という慣習に従ってゲームが行なわれていたと思われる点が多くある。多分、これは相手を紳士として認めると同時に、各自がグラウンド・マナーに対して厳しい態度で臨む精神の表われであろう。

一八六三年に「協会」が設立される以前のバブリック・スクールでの競技規則は、それぞれ異なったものであった。(競技規則の違いで対抗戦がうまくいかなかったことは既に述べた。) 審判に例をとってみても、イートン、ハロー、ウインチェスター等ではいずれも「二人のアンパイア」⁽⁶⁾がゲームを運営・進行させていた。チェルtenhamだけは「二人のアンパイア」と他に「一人のレフエリー」を選任してゲームを行なっていた。これらのことは、バブリック・スクールでゲームを行なう者が大抵一〇代の少年であったこと、ゲームの内容がかなり激しいものであったことを考えれば、複数の審判員がいたことも不思議ではない。⁽⁷⁾

しかし、その後制定されたケンブリッジ大学ルール(The Cambridge University Rules, 1863—10)や「協会」の統一規約(The Football Association Laws, 1863—12)

は審判について何の規定も加えていない⁽⁸⁾。当時の試合では両チームの主将が、遅延することなくゲームを進めていた⁽⁹⁾ということからして、相手を不正な行為をしない紳士として認め、プレイヤー自身が問題を処理し、外部の力の支配を受けないという「ジェントルマン」としての誇りのあらわれであるかもしれない。これは、ジェントルマンは規則を守ってプレーするものであり、もし違反があったとしてもそれは事故によるか、競技規則を知らなかったものとして取り扱ったのであろう。初期のスポーツ活動が紳士だけの特権的なものであり、労働者階級には関係のない、まして彼等はプレーする資格のないものとする思想からの自負であり、エリート意識から発生した自信であるとする⁽¹⁰⁾れば、ここにもルールの中の階級性を発見できるのである。

一八六三年の協会規約には、同じように競技者の数や競技時間についても明記されていない⁽¹¹⁾。その各々については、各チームの主将の合意によって決定され、ゲームが行なわれたのであろう。とにかくこれらは、両者が対等あるいは、平等にゲームができさえすればよいとする気持のあらわれか、慣習的な定めがあったと思われる

る。

競技時間について最も興味のあることは、一八六六年の「協会」代表対シェフィールド代表の試合の場合である。事前の協定によれば、試合時間が時刻によって決定されたことである。すなわち、「競技は午後三時に開始して、四時半に終る⁽¹²⁾」となっている。確かに、試合は九〇分でその後に決定されたルールと同じであるが、これが「試合開始時刻」を決めたものではなく、競技時間についての協定であることだ。一八六四年に、一〇時間労働法がかなり広範な産業部門に適用されていた⁽¹³⁾としても、このような競技時間の決め方が一般化していたとすれば、労働者階級を意識的に排除しようとするものである。もっとも、時間を正確に守ることが、紳士の社交でのマナーであるとすれば、極く限られた有閑階級に独占される要素をここにも持っていたのである。

ルール発展の歴史の中で、最も画期的な変更を行なうにいたるキッカケは、一八七一年の全英選手権大会すなわち The Football Association challenge cup competition が行なわれるようになったことである。ここで現在のルールの原形と思われるものが成文化されたのである。競

技時間は一時間半⁽¹⁴⁾と決められ、競技者の数も、はじめて一人名と成文化されたのである。一方、審判についても成文化されていなかったが、F・A杯のために運営上の都合で「二人のアンパイアーと一人のレフェリー⁽¹⁵⁾」を選任し、ゲームを運営させることが決められた。これについて「理想は理想として……⁽¹⁷⁾」という解説がみられるが、一八六三年以来続けてきた紳士協定による運営との関係において極めて興味ある言葉である。

しかし、この成文化のための改革の過程で最も重要なことは、「プレイヤーの層もすっかり拡大された⁽¹⁸⁾」
従来は禁止事項だけでも支障のなかったものを、運営上困るだろうとの理由で「罰則⁽¹⁹⁾」についての研究が進められることになったことである。⁽²⁰⁾

このF・A杯争奪戦は単にバブリック・スクールやケンブリッジ、オックスフォード大学の出身者などの支配者階級に属する人達だけのゲームではなく、広く一般に呼びかける⁽²¹⁾——労働者階級にも参加が許されたかどうかは不明——という建て前をとったために、今迄にみられない種々の取り決めが行なわれねばならない状況になったと思われる。しかし、もしこのスポーツが、ごく限ら

れた階級だけのものにとどまっていたとすれば、諸規則はなんらの検討も、変更も、そして補足もされることなく慣習に従って行なわれていたに違いないであろう。

次いで、非常に興味ある改正が、一八八〇年になされている。第一点は、審判に対して極めて強い権限が与えられたことである。要するに「非紳士の行為」のあった違反者に対しては、警告をし、場合によっては競技を中止させて競技場外へ退去させることができる権限を審判に与えたのである。第二点は、条文の中に「非紳士の行為」・「警告」・「退場」と言う言葉が明記されるようになり、ルールに違反した選手に対して厳しい制裁が下されるようになったのである。

この点について、新田氏は「プロ選手が、つぎつぎに出現したり、教養の比較的低い工場労働者、商館雇員などの間から沢山のプレイヤーが参加するようになる」と『非紳土的』ということが目につきた(24)からだと解釈し、そしてこれらの事実から「中世の殺伐なフットボールを統制力のある、教育的なフットボールにまとめあげたのは、社会の上層にいた紳士たちで、正しい方向づけをしてくれた」と評価している。労働者階級などが参

加するようになって、フットボールの品位が落ちる(この指摘は、ボート・レースにおいてアマチュアリズムの定義が出される事情と非常に似ている)のを厳しいルールで規制することによって防いだのは上流階級の功績だと言われるのである。

たしかに、フットボールに新しい、しかも洗練された形式と性格を与えたのは、社会の上層にいた紳士達であることは否定しない。しかし、彼等がそのような努力をしたのはスポーツを独占し、それによって階級としての誇りを保ち、また「支配者の風格」を養う場として必要欠くべからざるものであったからである。

ところが彼等の「独占」が犯されてくると条文の規定によって、それを守ろうとする。「非紳士の行為」が具体的に何を指すのかが規定されていないのであるから、それは審判の主観によってどのようにも処理し得る筈である。一八七八年から一八七九年にかけて、ボート界が極めて階級的性格を強めていったとき、フットボールにおいては「非紳士の行為」を強調することによって、アマチュア・ルールに代る機能を十分持たし得たのである。まさに、ルールに排他的要素を加えることによっ

(37) スポーツの「近代化と階級的 성격」

て、自己の階級的伝統を守るための何物でもなかったのである。

スポーツの品位を落さないために、労働者階級を排除する努力が「正しい方向づけ」であるとするとすれば、これこそイギリスの近代スポーツが明らかに階級的性格をもつものであると断定せざるを得ない。

- (1) An Etonian: *Reminiscences of Etion*, 1831, p. 47. 4
McIntosh が引用。
- (2) G. W. Fisher: *Annals of Shrewsbury School* p. 311
44 McIntosh が引用。
- (3) 一八六三年に採用された協会の規約は、The Football Association Laws となっており、それ以前にあった The Cambridge University Rules とは区別されている。何故一方は Law となり、他方が Rule となっているか不明である。
- (4) この試合のために Original Rules of the F. A. cup が定められた。
- (5) 競技試合のために職業に従事できなかった時間を補償するための支払のこと。
- (6) F. A.: *The History of the Football Association*, 1953, pp. 13~15. サマンチエスターでは umpires と複数になっ
っているだけで、特に二人とは限定されていない。
- (7) T・ロヘーズ『トム・ブラウンの学校生活』岩波文

庫、上巻、一一九頁に「何しろこの学期になって、鎖骨を折ったのが二人、びっこになったのが十何人もいるんだからね。去年は一人、脚を折った。」とフットボールの激しさが書かれている。又 McIntosh (前掲書 p. 23) も「そこでは二時間の間ゴールをめざし、ほとんどなすところなく群がる幼ない生徒たちとともに、十代の何人かの乱暴者や英雄たちによってゲームが行なわれ、……」と書いてい
る。

- (8) F. A. 前掲書、三六〇三三頁。
- (9) 新田「競技規則の変遷」『日本蹴球協会機関紙』一九六三、五二頁。
なお、この論文は一部を抜刷にしたものを利用したので、発行月日を確認できなかった。著者の氏名についても、後の調べで「新田」氏としか確認できなかった。
- (10) イギリスの法は普通法とか慣習法とかいわれるものだが、できることとすれば私の解釈が独断的であることをお許し願った。
- (11) F. A. 前掲書、三六〇三三頁。
- (12) F. A. 前掲書、四二頁、協定の vi。
- (13) 内海義夫『労働時間の歴史』大月書店、一九五九、三七頁。
- (14)(15)(16) F. A.: 前掲書、九二〜三頁。
競技者については、ルール No. 2。
競技時間については、No. 5。

審判については、No. 15.

ハーフ・タイムについては一八九七年にはじめて成文化され、次のように決められた「競技時間は双方が別に協定した場合のほかは九〇分とする。ハーフタイムに於ける休憩はレフェリーの承認がある場合を除き、五分を超えてはならない。」(前掲書、五七〇頁)

(17) 新田、前掲書、五二頁。

(18) " 五七頁。

(19) H.A. 前掲書、五七八頁。

(20) H.A. 杯のためには上流社会の一五クラブだけが参加した(竹腰著『サッカー』五〇頁) だけであった。

この試合のためには罰則は設けられなかったが、それは時間的制約のためか、必要を認めなかったのか、現在のところ確かめる資料がない。

(21) H.A. 前掲書、六三頁によれば、一八七二年現在 H.A. に所属するクラブ数は五〇、一八九一年でも一二八にすぎなかったことを考えると、当時は上流階級のチームしかなかったと考えられる。

(22)(23) H.A. 前掲書、五七八頁。

(24)(25) 新田、前掲書、五八頁。

(一橋大学講師)